

新型コロナウイルス 対応ガイドライン

iCureテクノロジー株式会社

作成者：管理部

作成日：2020年5月1日

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今まで会社として様々なメッセージや施策を発信してきましたが、新型コロナウイルスとの戦いが長期化する中で、これまでの施策や出勤停止などの基準を今回「ガイドライン」としてまとめました。

まだまだ予断の許さない状況が続き、クルーの皆さんにおいても緊張感と不安はあると思いますが、医療従事者としての享受を持ち、当社のミッション・ビジョンである「Wellness & Happiness」「統合医療で健康寿命プラス5」を実現する為に、今出来ることを最大限行いましょう。

その上で、「新型コロナウイルスに感染しない」ことが最も重要ですが、予期せず感染することもあります。その時は、「他の人の感染させない」ことが最も重要です。会社として定めているマスクの着用やうがい・手洗い、検温や健康チェックシートを必ず履行してください。

このような危機的な状況を乗り切る為には皆さん一人ひとりの協力が必要です。我々の力は微力かもしれませんが、無力ではありません。一人の一步よりもiCureテクノロジー全クルーの一步です。今こそ、iCureテクノロジー全クルーがワンチームとなり、このような危機な状況を乗り越えて行きましょう！

私は、我々ならできると信じています！

iCureテクノロジー株式会社
代表取締役社長 小泉 英一

目次

- ① 会社としての方針・・・・・・・・・・P 4
- ② クルーの安全確保策・・・・・・・・・・P 5～7
- ③ 体調不良時の出勤停止基準・・・・・・・・P 8
- ④ 患者様の安全確保策・・・・・・・・・・P 9
- ⑤ 患者様の来院停止規準・・・・・・・・・・P 10～11
- ⑥ 新型コロナウイルスに感染した場合・・P 12
- ⑦ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う・・P 13
特別休暇の特別付与
- ⑧ 労働基準法における休業補償の考え方・P 14
- ⑨ 休業補償の内容・・・・・・・・・・P 15～18
- ⑩ 社内報告・相談フロー・・・・・・・・・・P 19

会社としての方針

【営業継続の可否】

全院の営業の継続

※施設側の要望により施設自体が閉鎖の場合を除く

【営業継続の理由】

有資格者が施術を行う、鍼灸接骨院は病院と同じ医療業に分類され、各都道府県知事からも「感染対策を講じた上で営業の継続」を要請されております。今後の営業継続の可否は行政または保健所の指示に従い判断します。

クルーの安全確保策 ～通勤、その他のルール～

① マスクの着用徹底

家を出る前に着用、家に帰るまでマスクは外さない。

マスクの確保が難しい場合は、院に配布しているマスクを使用ください。

② 車両通勤の許可を緩和

満員電車での通勤は一定の感染リスクがありますので、車両での通勤を希望するクルーには条件を満たせば、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、車両通勤許可を緩和をします。

③ 店舗間の接触・勉強会の中止

連鎖閉院を回避する為に、勤務地の院とその他の院や本社との接触を原則禁止しています。

④ 飲みにケーションの一時中止

福利厚生制度として導入しております、飲みにケーションは不特定多数の人を接触する可能性があり、感染リスクがある為、一時中止しております。

クルーの安全確保策 ～勤務中のルール①～

① マスクの着用徹底

マスクの確保が難しい場合は、院に配布しているマスクを使用ください。

② 健康チェックシートの内容確認

体温の検温、自覚症状の有無を出勤後、直ぐに行う。
出勤停止基準に該当する場合は、速やかに自宅待機。

③ うがい・手洗いの徹底

出勤後は必ず、うがい・手洗い行う。
勤務中でもこまめに手洗いやうがいを行ってください。

④ 手指の消毒の徹底

各院に消毒液を配布していますので、患者様毎に施術に入る前には必ず、手指の消毒をお願いします。

⑤ お金の受け渡しはキャシュトレーを活用

お金や保険証、診察券などを直接を受け取ったり渡したりせず、キャシュトレーを活用ください。

クールの安全確保策 ～勤務中のルール②～

⑥ 空気清浄機の設置

各院に空気清浄機を設置しておりますので、常に稼働させて利用ください。レンタル品ですので扱いに注意してください。

⑦ 一定期間ごとの換気の徹底

1 時間に 1 回 5 分以上は入口の扉を開け、換気を徹底してください。

⑧ ベッド消毒用に次亜塩素酸水の配布

1 回の施術が終わりましたら、配布している次亜塩素酸水にてベッドの消毒を行ってください。

⑨ 施術中のカーテンの使用

施術中は他の患者様の飛沫が飛ばないように、カーテンを閉めて施術を行ってください。

⑩ ドアノブや自動ドアのボタンの消毒

上記以外でも多くの人に触れる箇所はこまめに消毒を。

体調不良時の出勤停止基準

【出勤停止の条件】

- ①：新型コロナウイルスに感染
- ②：新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触
- ③：新型コロナウイルスに感染している疑いがある者と一定時間の接触
- ④：以下条件に該当する場合、または、その他会社が必要と認めた場合
〈1つでも該当すれば出勤停止〉
 - ・ 体温：37.5℃以上、もしくは、1週間平均より1℃以上高い
 - ・ 自覚症状：味覚障害、または嗅覚障害〈2つ以上該当すれば出勤停止〉※妊婦、呼吸器系の持病がある人は1つ以上。
 - ・ 体温：37℃以上、もしくは、1週間平均より0.7℃以上高い。
 - ・ 自覚症状：強い倦怠感
 - ・ 自覚症状：息苦しさ

【濃厚接触（の疑い）の定義】

- ①：保健所より濃厚接触と判断された者
- ②：新型コロナウイルスの陽性者と同一住所に居住する者
- ③：新型コロナウイルスの陽性者由来の体液、分泌物（痰など（汗除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者
- ④：新型コロナウイルスの陽性者と一定時間同一空間に滞在した者。
屋内：30分以上屋外：1時間以上
- ⑤：その他、会社が濃厚接触と認めた者。

患者様の安全確保策

① マスクの着用徹底

マスクを着用していない患者様へは院へ配布してるマスクを着用してもらい施術を行う。

② 手指の消毒の徹底

各院に配布している消毒液で来院時に必ず消毒していただく。

③ 健康チェックシートへ体調の申告

体温の検温、自覚症状の有無を申告して、署名をもらう。

基準に満たない場合は、施術はご遠慮を頂く。

※健康チェックシートの内容は次ページに記載。

患者様の来院停止基準 ～健康チェックシート～

健康チェックシートにおいて1つでも該当項目がある場合は来院を控えて頂きます。

☐ 現在、発熱（37.5度以上）の症状がないまたは3日以内にもなかった（当日検温：℃）

☐ 味覚・嗅覚に異常はない

☐ 体調が優れない

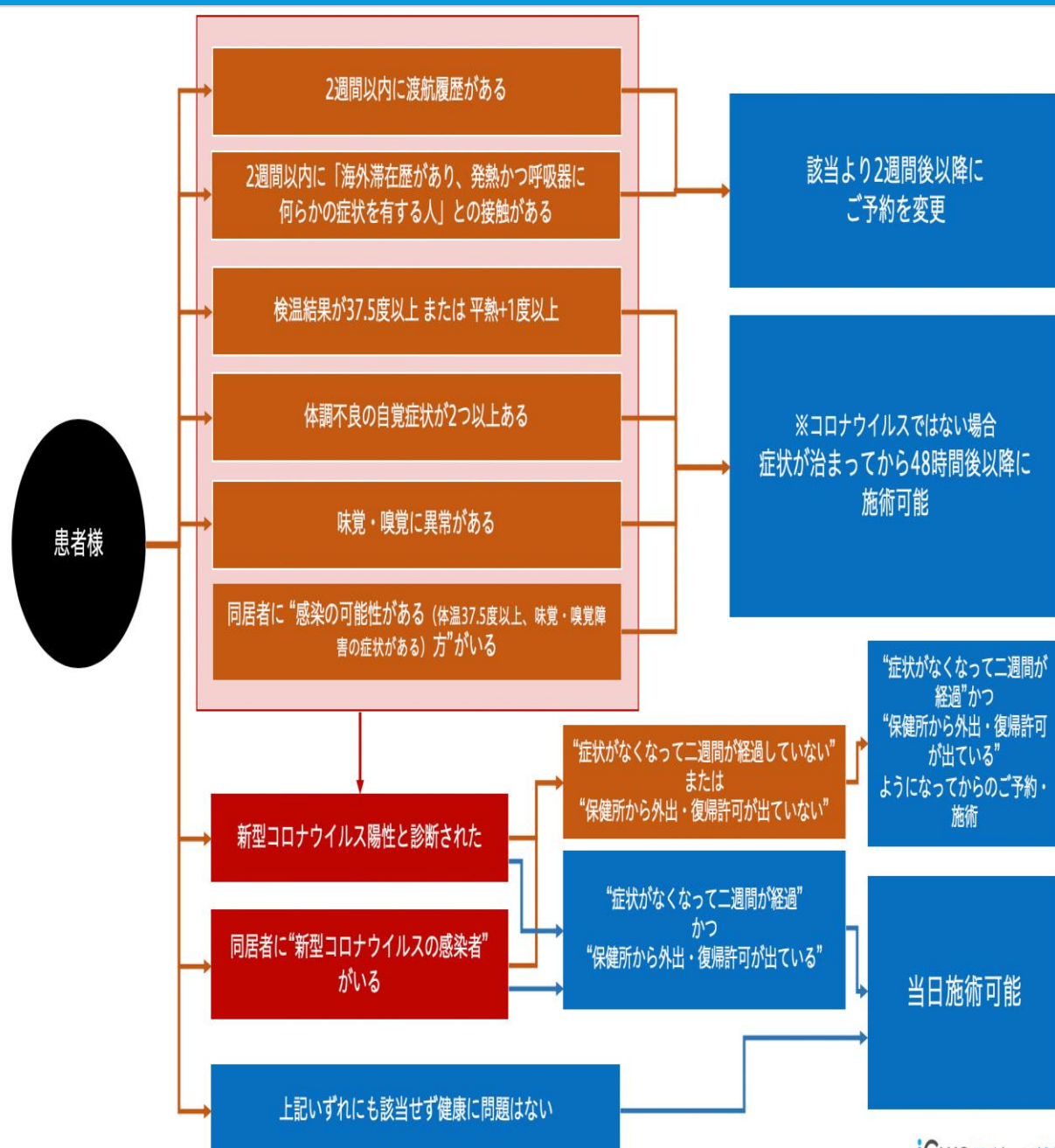
継続的な咳・のどの痛み・鼻水・息切れ・倦怠感の項目に
2つ以上該当しない

☐ 2週間以内に、海外渡航履歴はない

☐ 2週間以内に「海外滞在歴があり、発熱かつ呼吸器に何らかの症状を有する人」との接触がない

☐ 同居者に“新型コロナウイルスの感染者”または“感染の可能性がある（体温37.5度以上、味覚・嗅覚障害の症状がある）方”はいない

患者様の来院停止基準 ～フローチャート～



新型コロナウイルスに感染した場合

【新型コロナウイルスに感染の定義】

検査の結果、新型コロナウイルスの陽性と判断された場合

【勤務について】

新型コロナウイルスが感染となった場合は、保健所の指示で出勤停止となります。保健所の指示に従い、新型コロナウイルスからの全快に向けて療養を最優先にしてください。

【濃厚接触者の確認】

保健所より新型コロナウイルスの症状発生日近辺からの行動履歴の確認が行われますので、ありのままを正確に回答ください。クルーや患者様も濃厚接触者に該当する可能性がありますので必ず包み隠さず正確に回答ください。

【復職の条件】

新型コロナウイルスの検査において陰性の判定が出て、かつ保健所より出勤の許可が下りた時。

※症状が回復しても勝手な判断はせずに、保健所の指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 特別休暇の特別付与

勤務予定日を自己都合（体調不良含む）で休む場合は、原則欠勤扱いとなり、有給休暇が付与されているクルーは有給休暇の取得を認めております。

新型コロナウイルスの感染拡大が広がり、自身の体調管理にはより一層気を付けていると思いますが、体調不良による欠勤や新型コロナウイルスの影響による家庭の都合での欠勤に対して、有給となる特別休暇を3日間全社員へ付与します。

自主的な欠勤でなくても、出勤停止条件などに該当した場合、給与が6割の支給になる今回の場合もある為、特別休暇の3日を出勤停止期間に充てることができます。

【特別休暇の内容】

取得理由 : 有給休暇と同条件

給与の有無 : 有給（日給の100%を支給）

取得期間 : 2020年4月1日～ 1年間

日数 : 3日間

申請方法 : 上長と取得時期を相談の上、勤次郎にて申請

その他 : 有給休暇に先行して取得が可能。

※通常の特別休暇は有給休暇を先行して取得